

島田市原子力災害広域避難計画の策定・公表について

1 概要

島田市は、平成28年3月の静岡県「浜岡地域原子力災害広域避難計画（以下「県避難計画」）」の策定・公表を受けて、同年4月に島田市原子力災害広域避難計画（骨子）（以下「市避難計画（骨子）」）を策定・公表している。

公表後、国の支援の下、県や関係市町と連携し、避難先市町・東京都との協議等を進め、市避難計画（骨子）の具体化に取り組んできた。この程、昨年度実施した『島田市原子力災害広域避難計画』地区住民説明会における意見、県避難計画及び県地域防災計画を反映させ、平成29年10月1日付けで島田市原子力災害広域避難計画（以下「市避難計画」）を策定した。

これにより、浜岡地域11市町の中で、御前崎市に次いで2番目に市避難計画の策定・公表となる。

2 市避難計画の具体化の内容

(1) 県外避難先の具体化

⇒東京都、特別区及び市町村（島しょ部を除く）（継続協議中）

(2) 避難退域時検査場所及び簡易除染場所の具体化

各避難経路沿いの避難退域時検査場所の具体化に伴う避難単位毎の割振りを実施

ア 新東名高速道路沿道⇒新東名高速道路 藤枝PA、静岡SA、清水PA

イ 東名高速道路沿道 ⇒東名高速道路 日本坂PA、日本平PA

ウ 国道1号沿道 ⇒国道1号 うぐいすPA、県工業技術研究所

エ 県道263号春野下泉停車場線沿道⇒川根本町内 公共施設

(3) 大規模地震等の複合災害時の対応の考え方を整理

⇒「複合災害への対応」の項目を設け、以下について、基本的な考え方を明記

ア 情報伝達

避難情報については、使用できるあらゆる手段をもって情報伝達することはもとより、自衛隊・警察・消防等と連携し、確実に屋内退避や立ち退き避難を実施しているかを確認する。

イ 負傷者の避難

移動することでの重篤化を回避するため、医療機関において気密性を保持した状態で屋内退避し、移動の条件が整った段階で避難を開始する。

ウ 屋内退避

地震による損壊で自宅等の気密性を保持できない場合は、地区集会所等の一定の気密性を保持する避難所を利用する。連続して地震が発生することにより損壊の危険が高まった場合、早めに指定避難所に移動する。

エ 安定ヨウ素剤の配布

原子力事故の状況推移予測から、立ち退き避難の可能性が高いと判断される地域の住民に対しては、避難指示発令以前に安定ヨウ素剤を配布することがある。

オ 避難先の確保

大規模地震や津波の影響で県内避難先に避難所を確保できない場合は、県外避難先を確保する。

カ 避難手段の確保等

原則、自家用車で避難するが、自家用車が使用できない場合、乗り合わせに努める。これができない場合は、避難用バスや自衛隊等の輸送車両を利用する。

キ 避難経路の確保

県の道路啓開計画（緊急輸送ルートを迅速に確保するための計画）に基づき対応する。市管理道路については、今後策定する市の道路啓開計画により対応する。

ク その他

大規模地震以外の災害等との複合災害の場合は、上記の考え方を基準に、当時の状況に応じた避難要領を選定する。この際、2次災害の防止、性急な避難行動による人的被害発生を回避する。

(4) 避難経由所の考え方を追記

避難の際の当面の避難経由所（前進目標）を明らかにする。

3 今後の対応

(1) 全般

策定した市避難計画については、継続的に実効性向上のための協議・検証・検討を行う。

(2) 計画の具体化

ア 国・県・関係機関・関係自治体等との調整

県内避難先の15市町とは、避難経由所の指定及び駐車場の確保、職員及び市役所機能の配置等について、継続協議する。

県外避難先である東京都及び国とは、静岡県を通じて、自治会と都内ブロック別避難先のマッチング及び当面の避難経由所（前進目標）となる東京都内外の公共施設の指定について、協議する。

イ 10月に県が実施するバス及び入院患者避難のための特殊車両の所要数把握のための調査について、対応する。

ウ 安定ヨウ素剤の事前配布及び事故発生後の避難開始前の配布について、検討を深化する。

- エ 市役所機能の保持について、具体化する。
- オ その他の検討課題については、県の検討と連携して進捗を図る。

(3) 住民への説明・啓発等

- ア 自治推進委員連絡会議等での概要説明を行う。
- イ 地区別の説明会、又は、おおるり等での全体説明会を行う。また、出前講座やFM島田での情報発信を行う。
- ウ ホームページの掲載内容を最新化する。
- エ 県内避難先への自治会長等の案内については、条件が整い次第実施する。

(4) 事業所・医療機関・福祉施設等への説明

- ア 商工会、商工会議所、青年会議所等の事業所団体事務局への説明を行う。
- イ 医師会等への説明を行う。
- ウ 社会福祉施設で、まだ説明未実施の施設を対象に水防の説明会に合わせて、説明会を開催する。

(5) 訓練・検証

- ア 静岡県の計画による図上訓練、実動訓練に参加する。
- イ 自治会単位の避難要領について、複数の代表的モデルを作成する。

(6) その他

環境放射能の測定

これまでの観測結果情報の他、原子力安全協定に基づく、中電による土壌及び上水の放射能測定結果に関する情報を継続把握する。